

手続名	担当課・係（連絡先）	
未熟児養育医療給付申請手続き	子ども未来応援センター 母子保健グループ（049-252-3774）	
手続説明	必要書類	
<p>・ 概要 身体の発育が未熟なまま生まれた児が指定された医療機関に入院し、医師が必要と認めた場合、その入院の医療費を1歳未満に限って公費で負担するための申請手続きです。</p> <p>・ 要件 市内に住所を有し、住民登録基本台帳法の規定により記録されている児であって、次に掲げるいずれかの事項に該当し、医師が入院養育を必要と認めた場合</p> <p>1 出生時体重2,000グラム以下のもの 2 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの</p> <p>(1) 一般状態 ア 運動不安、けいれんがあるもの イ 運動が異常に少ないもの</p> <p>(2) 体温が摂氏34度以下のもの</p> <p>(3) 呼吸器、循環器系 ア 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの イ 呼吸数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか、又は毎分30以下のもの ウ 出血傾向の強いもの</p> <p>(4) 消化器系 ア 生後24時間以上排便のないもの イ 生後48時間以上嘔吐が持続しているもの ウ 血性吐物・血便のあるもの</p> <p>(5) 黄疸 生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの</p> <p>・ 提出期限 出生届提出後から入院の医療費を支払う前まで</p>	<p>・ マイナンバー確認書類と本人確認書類 ⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fuimi.saitama.ip/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_s</p> <p>・ 未熟児養育医療給付申請書</p> <p>・ 養育医療意見書 （医師が記入したもの）</p> <p>・ 世帯調書 （生計を一緒にしている方全員のマイナンバーの記入及び同意欄に記入）</p> <p>・ 健康保険証のコピー （本人のもの、又は本人が加入予定の保護者のもの）</p>	
	手続詳細URL	
	https://www.city.fuimi.saitama.ip/kosodate_kyoiku/kosodate_oen/nenreibetsu/baby/2017-0823-1526-40.html	
	出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
	なし	なし